

第 1 5 9 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

| | |
|----|------------------|
| 日時 | 令和 2 年 12 月 18 日 |
| 自 | 13 時 30 分 |
| 至 | 15 時 35 分 |
| 場所 | 教育委員室 |

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第 23 号 令和 3 年度特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）の入学定員の変更について（特別支援教育課）

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第 58 号 令和 2 年給与改定に伴う給与関係条例の一部改正について（総務課）

第 59 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

第 60 号 令和 3 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第 61 号 令和 3 年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第 62 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜（令和 3 年度実施）における推薦選抜等での選抜方法等の見直しについて（教育指導課）

第 63 号 令和 3 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11 月末）について（教育指導課）

第 64 号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

第 65 号 史跡の追加指定及び登録記念物の登録について（文化財課）

_____ 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第 24 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第 66 号 令和 2 年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|--------------|-------------|
| 石原副教育長 | 全議題 |
| 佐藤教育監 | 全議題 |
| 佐藤教育次長 | 公開議題 |
| 福間参事 | 公開議題 |
| 福間教育センター所長 | 公開議題 |
| 錦織総務課長 | 全議題 |
| 森山教育施設課長 | 公開議題 |
| 木原学校企画課長 | 公開議題、議決第24号 |
| 中西県立学校改革推進室長 | 公開議題 |
| 多々納教育指導課長 | 公開議題 |
| 江角地域教育推進室長 | 公開議題 |
| 塚田子ども安全支援室長 | 公開議題 |
| 佐藤特別支援教育課長 | 公開議題 |
| 小村保健体育課長 | 公開議題 |
| 畑山社会教育課長 | 公開議題 |
| 江角人権同和教育課長 | 公開議題 |
| 萩文化財課長 | 公開議題 |
| 清山世界遺産室長 | 公開議題 |
| 中島古代文化センター長 | 公開議題 |
| 舟木福利課長 | 公開議題 |

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-------------------|-----|
| 米原総務課長代理 | 全議題 |
| 矢野総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 飯塚総務課企画員 | 全議題 |

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

| | | |
|------|-------|-----|
| 公 開 | 議決事項 | 1 件 |
| | 承認事項 | 0 件 |
| | 協議事項 | 0 件 |
| | 報告事項 | 8 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 非公開 | 議決事項 | 1 件 |
| | 承認事項 | 0 件 |
| | 協議事項 | 0 件 |
| | 報告事項 | 1 件 |
| | その他事項 | 0 件 |
| 署名委員 | 池田委員 | |

議決第 23 号 令和 3 年度特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）の入学定員の変更に
ついて（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 資料 1 の 1 ページをお開きいただきたい。まずは 1 の定員設定の基本的な考え方について説明をする。

（1）来年度新設する盲学校幼稚部については、3 歳児、4 歳児、5 歳児の学級にそれぞれ単一障がい学級、重複障がい学級を設置し、学級の区分は計 6 学級とする。定員設定について、幼稚部は学校教育法施行規則において、1 学級あたりの幼児数の標準の定めがないために、松江ろう学校及び浜田ろう学校の幼稚部の設定方法に合わせて学部全体として定め、入学定員は、盲学校の乳幼児教室の参加状況、入学希望者等を踏まえて設定する。

次に（2）高等部、専攻科の入学定員については、10 月中に各特別支援学校が実施した就学相談会に参加した入学希望者を基準として設定している。入学希望者はこの就学相談会に参加することを必須としている。なお、就学相談会の参加者がいない場合においても最低限の学級定員を設けている。入学希望者が全員入学できるように、学科及び学級区分に応じて、学級数及び入学定員を設定することになる。

それでは、2 の令和 3 年度の入学定員について御説明する。

（1）盲学校の幼稚部についてだが、これまで教育相談を利用している幼児は 10 名前後で推移している。この利用者のうち、幼稚部の対象となる 3 歳から 5 歳の幼児で、教員が巡回する形ではなく、盲学校に来校して教育相談を利用している幼児が 3 名程度となっている。就学前の教育相談の利用者が浜田ろう学校と同等の規模であることから、盲学校の幼稚部の定員を 10 名とした。なお、盲学校の教育相談を利用している幼児のうち、3 名が来年度幼稚部への入学を希望している。

次に（2）高等部であるが、入学希望者数に応じて学校ごとに設定した結果、入学定員は、合計 64 学級 327 名とした。各学校の入学定員は、1 の 3、4 ページに載せている。昨年度との比較を 1 の 5、6 ページに載せているが、最終的には 1 の 6 ページ、高等部及び専攻科合計の増減比較を見ていただくと、15 学級、定員 60 名の減となっている。入学希望者数が減となった主な理由は、今年度の特別支援学校中学部 3 年生の在籍者数が、例年と比較して 28 名減と少ないことに加えて、自閉症情緒障がい学級在籍の生徒のうち、

高校に進学する割合が増加傾向であるということが考えられる。

1の1ページにお戻りいただきたい。高等部の分教室については、単一障がい学級1学級で、従来どおりとなっている。また、訪問学級については、訪問教育の対象になっている生徒で編制されているが、病状が受験日までに変わることもあり、現在対象の生徒を把握し、来年2月ごろまでに設定していく。

続いて(3)専攻科だが、1の4ページに載せている。合計7学級41名としている。これは昨年度と同様である。

3の今後の予定だが、高等部訪問学級の定員を確定した後に、2月の教育委員会会議において、特別支援学校の定員を定める「県立学校の組織編制に関する規則」の改正を付議する。

最後に資料には載っていないが、就学相談の状況について御報告する。本人保護者が、高等部への進学を迷っているケースがある。その場合、高等部の体験を通して、特別支援学校での学びやコース等の理解を促している。また、高校への進学も視野に入れているケースもある。その場合、高校との併願を可能としており、その他の入学定員に含めている。最終的にそのような生徒の進路先を確保できるように、セーフティネットを敷いている。ちなみに、高校との併願者は31名である。また、特別支援学校がそれぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか、例えば知的障がいや病弱障がいがあるかどうか、それを判断しかねるケースについては、必要な資料の提出を求めたり、他の障がい種の特別支援学校の就学相談を勧めたりして、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びかどうか、就学相談をしている状況である。

○新田教育長 マクロ的に見ると、1の5ページ、幼稚部については、先ほど説明したように盲学校における幼稚部を来年度新設するというので6学級、定員としては浜田ろう学校並みの10人の定員設定、これが増減の純増要因にそのまま跳ね返ってくるということになる。

1の6ページ、高等部・専攻科は、先程、課長から説明があったように、増減でいうと15学級減、定員でいうと60名の減、これは高校の入学定員のときにも話したように、現中学3年相当の生徒が少ない特異な年であり、来年の入学者自体が非常に減っているというようなことが、特別支援学校においても関係しているということを我々は考えている。

———原案のとおり議決

報告第 58 号 令和 2 年給与改定に伴う給与関係条例の一部改正について（総務課）

○錦織総務課長 資料 2 の 1 ページを御覧いただきたい。1 の改正の理由である。10 月 30 日の人事委員会勧告において、期末・勤勉手当の支給月数を県内の民間水準と見合うように引き下げる勧告がなされた。この勧告に基づいて、先般 11 月 30 日の議会の議決を経て条例改正を行った。

2 の一部改正する条例である。県立学校の教育職員の給与に関する条例である。

3 の改正の内容についてだが、表を御覧いただきたい。期末・勤勉手当の手当額というのは、給料月額のおおむね何月分という形でお示しするものである。1 行目の現行のうち、年間計 4.15 月を 0.05 月引き下げて、4.10 月にするものである。引き下げに当たっては、期末勤勉手当のうち、期末手当部分を引き下げることで、今年度においては、2 行目の令和 2 年度の改定後のところの 12 月期支給の期末手当を 1.20 月から 0.05 月分引き下げて 1.15 月分とする。3 行目の令和 3 年度以降については、同じく期末手当の 6 月期分と 12 月期分をそれぞれ均等に引き下げ、1.175 月とすることとしている。

4 の施行期日である。令和 2 年 12 月 1 日からの施行とする。令和 3 年度以降の改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行とする。

5 のその他として、（1）の 2 つ目の丸だが、市町村立学校の教職員の期末手当については、別途、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例において規定されている。この中で今回改正した「県立学校の教育職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の例による」と規定されているものである。また、（2）に月例給のことを記載している。月例給については、2 回目となる 11 月 11 日の人事委員会からの職員の給与に関する報告があった。その中で民間給与との差が 60 円と極めて小さかったことから、今回は改定を行わないということになった。報告及び勧告の骨子については、次ページ以降に記載しているので御覧いただきたい。

○新田教育長 令和 2 年の給与改定に伴う条例の改正の報告である。1 の改正理由に括弧書きで書いているが、このたび閉会した 11 月議会において、11 月 30 日知事提案の追加上程という形で議案提出して、同日委員会開催のうえ、本会議で原案どおり可決という経過である。

———原案のとおり了承

報告第 59 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 資料 3 の 1 ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症対策としては、これまでこの会議でも、個別の事項として、例えば教職員の特殊勤務手当や、随時あった補正予算を通じて、様々な対応をしてきていることを御報告してきた。本日も何点かまとめて御報告申し上げる。

まずは、1. 冬季対策の状況である。（1）進学・就職試験等への対応として、これも既に 10 月 27 日に各学校に通知している、県で作っている県立学校運営ガイドラインの内容を記載している。①では進学・就職試験等への対応ということで、試験で県外へ出た際の注意点、あるいは帰ってからの留意点を記載したものである。②校内に感染者や濃厚接触者が出た場合として、それぞれの状況に応じた対応をガイドラインに記載したものである。なお、後ほど御説明するが、12 月 7 日時点版を今最新の改訂版として、県立学校運営ガイドラインとして各学校に発出している。こちらの 12 月 7 日改定版にもこれらの内容は記載しているところである。

続いて、冬季対策の 2 つ目として、（2）島根県公立高等学校入学者選抜への対応についてポイントを記載している。これは去る 10 月 23 日に公表した内容である。このうち①においては、推薦選抜、特別選抜、スポーツ推薦選抜などにおいて、受験会場への移動等における感染リスクの軽減を最大限図るための措置として、それぞれの学校とは別に、松江会場を用意していることを書いている。

3 の 2 ページを御覧いただきたい。（3）感染症対策の徹底等として①11 月 13 日に文部科学省から発出された「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」という文書の内容を記載している。寒い環境でも換気を行うこと、また感染症やその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷の防止について盛り込まれている文書を、県教委からも県内各学校に対して内容の周知、あるいは徹底を図ったところである。②は先程少し触れたが、国から 12 月 3 日付で発出されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえて、県教委で作成した「県立学校運営ガイドライン」及び Q & A、これを 12 月 7 日時点版ということで各学校等へ発出した。新たに記述した点であるが、保健管理等の中では、先程も通知にあった、冬季も可能な限り常時換気をするなど追記している。最後のポツ、臨時休業のことである。これまでは、児童生徒等の感染が判明した学校では、感染判明後最初の登校日から濃厚接触者の特定までの期間を臨時休業とし、特定後は健康福祉部と協議して、継続か出席停止、あるいは特別休

暇取得かを決定するとしていた。これが先般のマニュアルの改訂を踏まえて、当該学校の感染拡大の可能性等を健康福祉部と協議し、当該校の全部又は一部を臨時休業か、感染者、濃厚接触者の出席停止・特別休暇取得かを決定するとしたところである。

3の3ページを御覧いただきたい。(4)冬季対策の予算措置について2点挙げている。そのうち①については、室内の換気を徹底するというので、例年以上に暖房に係る燃料費等が増高することが見込まれることから、学校に対して11月19日付で換気等の感染症対策の徹底をするように依頼を通知するとともに、前年実績を考慮しながら、暖房代を上乗せして各学校に措置をしたところである。

最後に2.寄宿舎における年末年始の対応を記載している。(1)①では、現段階における対応として、現在、各学校等、年末年始は寄宿舎を閉じる予定としているが、移動中を含めて、万全の感染防止対策を徹底すること、②では今後、感染が更に拡大し、緊急事態宣言が発令された場合等における対応として、宣言された対象地域等への帰省については慎重な対応を求める、あるいは、その場合において、当該地域へ帰省しないこととなった生徒の宿泊経費の県費負担等について記載している。(2)では、帰省した生徒が年明けに帰寮するにあたっての対応として、帰寮後14日間程度を「特別健康状況確認期間」として、教職員が直接本人に確認するなど、しっかりした健康観察を実施することなどを記載しているところである。

○新田教育長 この件について、若干私の方から補足させていただく。

本日の午前中に第19回島根県対策本部会議を開催した。知事からは何点か話があった。要点だけ報告する。

まず、全国の感染状況を踏まえて、特に県民及び県内への帰省、旅行を予定されている方々に対して、4点のことを知事から要請するというので、その内容を知事から発言したところである。

1点目、札幌市、東京都、名古屋市、大阪府、兵庫県、広島市などのように、都道府県が住民に対し、不要不急の外出の自粛を要請している地域からの帰省や旅行については、御家族と相談するなど慎重に判断すること。また、島根県から、逆に今申し上げた地域への帰省、旅行についても同じく御家族に相談するなど慎重に判断していただきたいこと。なお、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病、介護などでの往来は控えていただく必要はないこと。また、すでに予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで取り止めていただく必要はないこと。これが大きい1点目である。

2点目は、先ほど申し上げた地域以外からの帰省、旅行については、出発前の2週間は、感染のリスクが高まる5つの場面、具体には飲酒を伴う懇親会等、多人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりに注意し、3密の回避、人と人との距離、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、基本的な感染症対策を徹底すること。

3点目、帰省して実家等で生活をともにする場合にも、感染リスクが高まる5つの場面に注意し、基本的な感染症対策を徹底する。

4点目、自宅での感染予防対策の徹底が難しい場合には、宿泊についてホテルや旅館の利用も検討をすると、こういったことを県民の皆様に対して発信したところである。

この会議において、私の方からは、先ほど総務課長から説明した3の3ページ、寄宿舎等における生徒の移動について発言した。親元を離れて高校生活を送っている主に県外からの県立学校の高校生が年末年始に帰省するということは、それ自体、生徒が今後の自らの進路、就職にせよ進学にせよ、そういったことを直接家族と話し合う貴重な機会、貴重な時間になっているということから、家族と慎重に相談して、移動中を含め、感染防止策を徹底した上で、2学期の終了後、帰省を計画している生徒が多数いるという状況である。帰省に対しては、生徒に対し、年明け島根に帰寮する前に生徒の健康状態などについて、直接電話等で教員が確認すること、更には帰寮してからの2週間は、教員が直接生徒の健康観察などを行う特別健康状況確認期間とするなど、感染症対策の徹底をしていくということをお場で説明したところである。以上、補足で今日あったことを報告させていただいた。要点をかいつままで説明したり、文字にしているので、脈絡がよくわからない点もあろうかと思う。御質問等願います。

○真田委員 12月7日時点で出された運営ガイドライン中で、2ページの②感染経路を絶つことというところの2行目、特に多くの生徒の手が触れる場所、ドアノブ、手すり、スイッチなどとなっているが、ノロウイルス対策でもそうだが、トイレが一番感染経路で、消毒等々重点的にやったところだと記憶している。トイレのことについてももう少しここに書かれてもよかったのではないかと。これから大掃除、年末年始があるので、学校へ周知していただければと思う。

もう1点、先ほど教育長がおっしゃったが、資料の3の3ページの(2)帰省した生徒の年明けの帰寮にあたっての対応について、2週間程度、特別健康状況確認期間としてということだが、しまね留学でたくさんの県外からの生徒が来ているので、また寮に帰

して皆と同じように生活をさせて、そこでクラスター等々の発生の恐れがある。高校生は元気で無症状な子がいる。それができるかどうかわからないが、2週間程度どこか別の宿泊場所があれば、そういうところで費用負担等、措置をしてあげると考えた方がいいのではないかと思うが、もし考えがあればお聞かせ願いたい。

○小村保健体育課長 確かにおっしゃるように、トイレに、もし仮にそこにコロナウイルスが付いていたとしたら、72時間程度残存しているという知見もある。これに関しては日常の清掃消毒という考え方の中でこういった形にしているが、今一度そういったところを注意していただきたいと学校には伝えていきたい。参考までガイドラインにはQ&Aもあり、トイレ、洗面所については、家庭用洗剤を用いて、通常の清掃活動の範囲の消毒作業の中で行っていただきたいと記載している。これは国のマニュアルの中でもそういった表記がしてあるので、基本的にこれを踏襲しながら対応するというところで学校にお願いしているところである。

○木原学校企画課長 寄宿舎生の帰省に関するところであるが、今おっしゃっていただいたように、あるいは説明したように、ガイドラインで対応について細かく示している。加えてQ&Aの中にも具体的な対応を示しており、県外から帰寮した際の対応について挙げている。こちらでは、帰寮後の14日間程度の特別健康状況確認期間を設ける事柄についてお示ししている。その中に緊急事態宣言の対象となっている地域などから帰ってくる場合に、保護者の方から他の寄宿舎生から離れた場所で健康状況の確認の希望がある場合には、校長が認める場合は、寄宿舎以外の施設を使って、健康状況を確認することができることにしている。その際の宿泊の経費は、県の負担とするということで対応を考えている。5月の連休明けのところでは、まだ全国の緊急事態宣言が出ていたり、それから感染予防についての知見がなかなかまだ十分でなかったこともあり、県外から帰省する生徒たちには、一律に寄宿舎以外の施設で健康観察という措置を取ったが、これまで様々な感染症対策の事柄の知見や対応の効果がわかってきたり、生徒たちも感染症に対して、どのような予防をすればいいのか、家庭でどういうところを注意すればいいのか、かなり定着してきているので、そういったことも勘案して、一律に県外から帰ってくる、あるいは帰寮する生徒を他の施設にということは、ここでは定めないという状況である。おそらく帰省した先でも、保護者の方が十分感染症対策をとっていただけたらと思う。また、学校の方からも、特に感染のおそれがあるといわれる会食の機会については、十分配慮いただけないかと考えている。指導も行っているところなので、そういった中で、万全の対応

をとりながら、新年の帰寮を迎えたいと考えている。

○池田委員 県外の寄宿舎生の帰省に関することだが、もう来週中には終業式になると思う。多分島根県内で100人ぐらい県外からしまね留学されている子どもがおられると思うが、先ほどの札幌市から始まった自治体の子どもがどれぐらいおられて、どのくらいの生徒さんが帰省をされるか、既に把握しておられるか。

○木原学校企画課長 県外へ帰省する生徒の状況について、12月10日現在で各校の状況を確認して、1年生から3年生全て合計で443名の生徒が県外の自宅に帰省する予定である。中には帰省せず残るといふ生徒もあり、これが全体で合計すると、12月10日時点で5名の生徒が帰省せず県内に残る。これは知人宅へ宿泊したり、一般の宿泊施設で、保護者の方がこちらにおいでになられて、一緒に過ごすという状況もあるようだが、そういった形で過ごす生徒もあるという状況がまとまっている。

○池田委員 東京など、緊急事態宣言が出るかもわからない地域の生徒さんの数はどうか。

○木原学校企画課長 主なところは、東京都は53名、大阪は74名、それから最近数も増えているが広島も103名いる、愛知が10名といった人数を把握している。

○池田委員 けっこうな数だと思う。帰ってこられてから2週間程度、他の生徒たちと一緒にいるのは、やはりちょっと怖いと思う。健康状態の把握は、無症状の方もおられるということなので、かなり配慮しなければならないと思う。

○新田教育長 両面あるかと思っている。ひとつは、先程言ったように、移動中も含め、また、帰省の出発する前の2週間の健康観察。こういったことはもう共通の県内県外問わずの対応である。帰省した後も、家庭での5つの先ほど申し上げたようなことの厳守、特に宿泊等で不安な場合には、ホテル等も積極的に使うということまで具体的に示している。そういったことで、先ほど知事からの本日の要請事項も申し上げたが、そういった要請事項をしっかり守った上で帰省する。一方では、そういった方々に対して、しっかりそういう対応を理解し、みんなで受け入れるということも重要であると我々も考えている。生徒にとっての帰省というのは、単なる旅行ではなく、貴重な時期であり、時間であるということも踏まえた上で、とにかく感染に対する対策に万全を期す。さらにはそこでも不安がある場合には、先ほど企画課長から申し上げたような様々な、ひとつの距離を置く対策を打っていく。そういったことを併用で乗り切っていくというのが基本的な我々の今の考え方であり、御理解いただければと思う。

○真田委員 直接関係はないが、国が小学校の全学年で35人学級を打ち出して導入することになっているということを新聞、ニュース等でも言われているが、県として、来年度、少人数編制の基準の見直し等々お考えになっているかどうか、分かる範囲でお考えがあれば、お聞かせ願いたい。

○木原学校企画課長 昨日来の報道でかなり扱われているが、国において小学校の全学年で学級編制の基準を現在の40人から35人に引き下げ、来年度の小学校2年生から順次行うという報道がなされている。現時点では、こうした報道に出されている情報以上のものが、我々の方には持ち合わせておらず、今後については、もう少し詳細の内容について情報確認をしながら対応を検討していく必要があると考えている。県の基準では、今回見直しを行った基準と今回の国の示した基準と比較してみると、小学校1・2年生と中学校の1年生においては、これは国の示した基準35人以下ということになるが、小学校3年生から6年生においては、35人を上回って38人を見直しの数としている。国の基準の引き下げを実施するという事になれば、この数字は改めるという必要があるかと考えている。ただ、この基準をいつどういう形で改めて進めていくかというのは、現在未定である。これからのことになってくると思うが、そもそもこの基準の見直しが、島根創生計画を推進するための財源を生み出すという議論の中で進められてきたので、こうした考え方をどう整理していくのかということも、併せて考えて進めていく必要があるのではないかと考えている。

○真田委員 情報収集も含めて対応していただければと思う。よろしく願います。

○新田教育長 この点について、私からも若干お話ししたいと思う。昨日、財務省、文部科学省両大臣の折衝ということで正式合意に至ったということである。私もまだ、正式な文書等は全く受け取っていないので、報道でもって知りうる範囲ということにはなるが、学年ごとに年次、年次で移行させていって、2025年度に小学校の全学年を35人学級にするということであり、次期年明けの通常国会において、義務教育の標準法を改正する方向で動くことを承知しているところだ。文科省においては、以前からきめ細かい指導に有効だと従来からそういった考え方で予算要求をやってきたという経緯に加えて、今回は、子ども同士の教室での距離を取るという着眼点から、新型コロナウイルス感染症対策だという意味付けでの要求であったと承知している。こうした点がどういうふうに整理されたのか、コロナ対策としてのいわば緊急避難的などところに主眼を置いた見直しなのか、そもそも学校教育の適正な学級規模はどうかというそもそも論に帰着した話なのか、特に今回、

前回申したように、事項要求という特殊な要求であったことに加えて、大臣折衝での結論である。そういったところがどう整理されたかというところは、私が報道を見た限りでは、現時点では明らかに伝わっていないと理解している。また、今回はいわゆる学級規模ということであるので、教員の配置という意味付けから言うと、いわば基礎定数の土俵でのキーワードであるわけである。一方では、毎年度予算要求、予算編成を通じて決まっていく、いわゆる加配定数との兼ね合いについても実はよくわかっていない。そういった意味では、全体像、具体的に言えば小中学校の教職員の配置の基本的な考え方、あるいは全体像、こういったものについては、やはりよく見極めていく必要があると思っている。しかしながら、毎年、県議会と一緒に国に対して重点要望活動、原則は春と秋の2回行っているが、そういった中でも、従来から小学校中学校全ての学年において、国において35人学級の実現をこれまでも要望してきた経緯がある。そういった意味でいうと、小中学校の全学年における35人学級の実現に向けて前進したということでは、非常にありがたいことであろうと考えている。県としてのまさに少人数学級編制の見直しとタイミングがあったと聞いていいのか、今後我々としてどう進めていくかということについては、今申し上げたような点、国がまずどういうふうに考えているのか、あるいはどういうふう具体的に進めようとしているのか、そういった点を踏まえて、検討していく必要があると考えている。国の方も来年の予算なり、法改正ということで、通常国会を目指している。我々も3年度当初予算をひとつの結論というか、方向性を導き出すタイミングと受け止めている。そういった形での対応を進めていくと考えている。

○池田委員　そもそも島根創生計画で、2億5,000万円を捻出するために、少人数学級編制の見直しをしたということがあったと思う。教職員を減らすということだったと思うが、前々回の教育委員会会議で、国がそういうふうに舵を取ろうとしているのかとお伺いしたら、国の動きを注視するとおっしゃっていたので、このタイミングでそういう舵をとったということに関しては、早速、来年令和3年度なので、コロナが収まっていないという状況でもあり、差し迫って38人にしていく学級があるところを35人にしていくならば、凍結していくということが大事なのかなと思う。

○新田教育長　そういった点も含めて検討する。

○真田委員　国の様子を見ながらということか。

○新田教育長　この点は引き続き、協議をさせていただきながら進めていきたい。もともとはコロナ対策。その点も含めて、御質問等あれば願います。

○朋澤委員 質問ではないが、今のこのような社会状況の中で、先ほども特定の地域、県の名前が挙がっていたが、島根県にせつかく進学して下さった生徒の皆さんが、そこからおいでになったり、そこに帰られることの対応を議論している。このコロナの感染症については、やはり先程もあったように、誹謗中傷を含む危険性を含んでいるので、実際生徒さんたちに対応される先生方が、外から帰る、外へ帰る、その生徒さんに対して、十分な御指導いただくよう、教育委員会からお声がけいただくと大変ありがたいと思う。子どもを持つ親にしてみれば厳しい状況だと思うが、保護者の気持ち、生徒の気持ちを含めて、温かい島根県でありたいと思うので、よろしく願います。

○新田教育長 県教育委員会としても、いろいろなメッセージを出す中で、人権に配慮した言動をお願いしている。従来は、人権に配慮した、「べからず集」というような形の誹謗中傷をしないでくださいとか、批判をしないでくださいというトーンメッセージがけっこう多かったように思う。教育庁内でもいろいろ相談する中で、県教育委員会としてはそういった人権に配慮した行動や言動が広がっていくような取組を進めているので、是非、お力添えをお願いするというふうな、同じ方向を向いてそういう取組に参加してくださいという呼びかけにシフトしていっているところが実はある。そういったところにも通ずる話だと感じたところである。引き続き留意していきたい。

———原案のとおり了承

報告第 60 号 令和 3 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料 4 ページを御覧いただきたい。令和 3 年度の小中学校の校長・教頭・主幹教諭について、採用・昇任候補者選考試験を行ったので、その結果について御報告をする。第 1 次試験は、8 月 25 日に筆記試験を行っている。第 2 次試験は、10 月下旬から 11 月中旬にかけて面接試験を行っている。選考結果については、12 月 7 日に決定をして受験者に発表をしている。表を御覧いただくと、教育事務所別に受験者数、第 1 次試験合格者数、第 2 次試験名簿登載者数を挙げている。合計欄を御覧いただくと、校長については、受験者数が 122 名、1 次試験での合格者数が 78 名、最終の名簿登載者数が 51 名となった。括弧内は女性を内数で示している。教頭は、受験者数が 141 名、1 次合格者数が 93 名、名簿登載者数が 66 名となった。主幹教諭は、受験者数 8 名、1 次合格者数が 8 名、名簿登載者数が 6 名という結果になっている。校長、教頭は、ほ

ぼ予定どおりの人数の登載ができた。主幹教諭が、出願者数が非常に少なく、名簿登載者も予定を下回っているが、主幹教諭への昇任については、教頭名簿の登載者も含めて検討していく。参考として、近年の受験者数と名簿登載者数を挙げている。いずれの職においても、受験者数が少し伸び悩んでおり、倍率も校長が今年度 2.4 倍、教頭が 2.1 倍、主幹教諭が 1.3 倍というレベルである。全国的にも管理職を目指す人数が減少しているという傾向があるようだが、今回の試験においては、筆記と面接試験などを通じて、管理職の適性を見極めながら、適任者は必要な程度を確保できたと考えている。今後の管理職の人材育成に向けて、ミドルリーダーの育成にさらに計画的に取り組みたいと考えている。括弧内の女性だが、校長職では 7 名、教頭では 15 名、主幹教諭 4 名の登載をしている。一定の女性管理職の人数は今回は確保できたのではないかと考えている。今後、年度末の退職予定者数の状況などを踏まえて、来年度の管理職人事作業を進めてまいりたい。

———原案のとおり了承

報告第 61 号 令和 3 年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料 5 ページを御覧いただきたい。県立学校に勤務する実習助手の採用選考試験の実施結果について御報告をする。まず、選考試験であるが、10 月 17 日に一般、工業、水産の 3 つの募集の区分で筆記、実技、面接試験の選考試験を実施している。今年度変更した試験の内容について※印に書いているが、一般区分において、実技試験で総合実技を課して、ICT の機器の準備、操作に関する内容を新たに盛り込んで実施をしている。これは新しい学習指導要領への対応など、学校現場の実状に合わせて盛り込んだものである。受験状況と選考結果は、表のとおりである。一般区分では 27 名の出願で 25 名の受験、その中から 4 名を名簿登載した。障がいのある方を対象とした選考に、この一般区分で 4 名出願があつたが名簿登載はなかつた。工業は 11 名出願、9 名の受験、2 名の名簿登載。水産では 2 名の出願と受験があり、1 名を名簿登載している。いずれの区分でも、専門性の高い人材を確保できたのではないかと考えている。11 月 11 日に合格発表して、本人への通知とホームページの掲載をしている。

———原案のとおり了承

報告第 62 号 令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜（令和 3 年度実施）における推薦選抜等での選抜方法等の見直しについて（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料 6 の 1 ページをお願いする。1 番目の見直しの趣旨である。

「県立高校魅力化ビジョン」において、各高校において求める生徒像を踏まえた選抜方法の工夫を進め、多様な生徒一人一人を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法に改善していくことが必要だとしている。このことから、現在の中学 2 年生が受検する令和 4 年度入学者選抜において、推薦選抜等について、各高等学校で独自色を出した方法により、適正な選抜が行えるよう見直しを図ることとする。併せて受検生や保護者、中学校等に対し、一定の期間をおいてしっかりと伝わるように見直しの方向性を早めに周知することとしたいと考えて報告させていただくものである。

見直しの方向性については 2 番目である。従来の推薦選抜等においては、学校裁量部分が限られていたが、この学校裁量部分を拡大するとともに、その内容等についてははっきりと明確化するということである。

3 番目の見直しのポイントについては、以下 3 点について、各高等学校で定め、各校の募集要項に明記することとする。それぞれの内容については 6 の 2 ページに詳細があるので、そちらを見ていただければと思う。

1 点目、出願資格・募集定員設定の独自化としている。現行では、募集要項に明記することの規定のみであった。応募資格ア、イ、ウを明記すること、この点だけであったが、見直し後については、例えば出願資格に、成績基準や取得資格等盛り込むことを各学校の判断としてできるものとする。また、出願資格ごとの募集定員の設定や選抜方法の設定を可能とする。資料に記載の例を御参照いただきたい。

2 つ目である。出願書類における求める内容の明確化について、現行では各高等学校が独自に求める内容についての明記はなかった。ただし、実際のところでは、高等学校が独自に定めた調査票と言われる提出書類の中に、志望理由等を求めている内容があったという事実もある。見直し後については、各高等学校が独自様式で提出を求める志望理由書や自己申告書、課題レポート等について、あらかじめこれを求めるということを募集要項に明記していただくことにしたいと考えている。

3 点目である。選抜方法の多様化であるが、これまでは、個人調査報告書等の書類、面接、あるいは作文や実技検査等の結果を資料として、各学校長で選抜を行うとしていた。見直し後については、県教育委員会が例示する選抜方法などを各学校で参考にして

いただき、各高等学校が選抜方法を定めるものとしている。この例示については6の1ページを見ていただければと思う。(3)選抜方法の多様化である。ここに選抜方法の例示をさせていただいた。これまでは面接と作文あり等で書かれていたが、面接にも個人面接と集団面接等がある。面接の内容については、個人なのか集団なのか、はっきりと明記していただくことにしたいと考えている。また、集団討論、プレゼンテーション、作文と小論文の区分け、実技についてする・しない、実技の内容についてもはっきりと中学生等に示すこと、これが大切なことだと考えてのことである。学校裁量部分を拡大するという趣旨である。

○新田教育長 令和3年度に実施する令和4年度入学者選抜の関係である。

———原案のとおり了承

報告第63号 令和3年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況(11月末)について(教育指導課)

○江角地域教育推進室長 資料7ページを御覧いただきたい。令和3年3月に県立高校を卒業する予定の者の就職内定状況について説明する。この報告は、毎年教育委員会会議で報告させていただいているが、まず例年の報告との違いについて御説明する。例年は、中間報告として、10月末時点の内定状況について報告しているが、今年度については11月末時点のものの中間報告になっている。理由としては、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生の就職に係る採用選考開始日、いわゆるスタートが例年より1ヶ月遅れで、10月16日から始まっている。これによって、例年は10月末時点での報告をしているが、今年度は11月末時点での報告と集計時点が違っていることになる。しかし採用開始後1か月半たった後の就職の内定状況と見ていただきたい。時期が違うがイメージとしては、開始後1ヶ月半後のデータということで、同等のデータとみていただければと思う。

それでは、具体的な状況について説明する。1の就職内定状況の年度別推移ということで、表のR2の欄を御覧いただきたい。令和2年度の県立高校の卒業予定者は4,507人。そのうち就職希望者は968人、率にして21.5%となっている。この就職希望者968人のうち、11月末時点で内定をいただいているものが880人、率にして90.9%となっている。一番右の88人という数字があるが、これは就職希望者968人のうち、まだ内定をいただいていない生徒の人数である。各学校で、この88人という数字を0に近づけるた

めに、引き続き生徒の就職支援に現在あたっているところである。最終的な3月の卒業時の確定段階における数字については、4月の教育委員会会議で報告させていただくことになっている。その時には、現時点で90.9%という内定率であるが、これは限りなく100%に近づいて行くという形になっている。

次に、2の就職内定者の県内、県外の割合であるが、上の表の880人の内訳である。帯グラフにあるように、県内就職に内定している者が79.2%、県外就職が20.8%となっており、昨年度に比べて、県内就職の内定状況が約3ポイントアップしている。参考までに地域別の県内、県外の割合を掲載している。ここまで今年度行ってきた就職活動の現時点での状況としては、上記1、2を御覧いただくと見えてくるが、今年度の傾向としては、就職よりも進学志向の方が高まっている。また、就職を希望するものの中でも、県内志向という形になっている。これは少なからず、コロナの影響があったのではと学校現場では対応しているところである。

最後になるが、年度当初はいろいろコロナの関係で就職戦線がどうなるかということ非常に心配していたが、学校現場と綿密にやりとりしてこれまでのところでは大きな混乱はなかったと聞いている。ただし、今後もまだ88人の生徒さんが残っているので、予断を許さない状況が続くと見込まれるので、しっかり現場の方を教育委員会本庁としてサポートを続けていきたいと思っている。

○林委員 先ほど室長もおっしゃっていたが、今年度はコロナ禍ということで、就職希望をされる生徒さんも大変心配されると思う。その中で、資料を見る限りでは、例年以上の結果になって若干安心している。分かれば普通高校と専門高校で例年と何か大きな差があるところがあれば教えていただきたい。

○江角地域教育推進室長 基本的には、高校を卒業して就職者の大半が専門高校の生徒であり、普通高校のたいていの方々は進学の方に回って行かれる。いろいろ学校現場とやり取りをしているが、専門高校でも普段は就職するパターンが多いが、今回は進学者がかなり増えている。速報値なので詳細な分析はこれからになってくるが、今後コロナの状況がどういうふうが続いていくかということもあるので、詳細に分析して、来年度以降の対策にも活かしていこうと思う。そのような普通高校、専門高校という区分けでは専門高校の進学が非常に増えている。プラス県外からの求人が非常に落ち込んだが、県内の求人はあまり落ち込んでおらず、県内求人がしっかり届いている。県内の企業さんに話を聞いたところ、リーマンショックの時、採用を採れなかったという反省があるようで、今回思い

切って採るということで、県内求人はそのままで落ち込んでいない。専門高校がかなり数字を動かしているが、進学が増える、県内就職がしっかりできたという現時点での分析である。

○朋澤委員 就職希望者数で県内の希望者数が769人、県外が199人となっているが、これは全国的に見て、島根県は、県内に就職したいと思う生徒さんが多いのか。

○江角地域教育推進室長 県内就職をされた人の割合は79.2%という数字になるが、本県の県内就職希望、県内就職の率は低く、全国47都道府県のうち、30番台だったと思う。都会地の方は企業が多いため、希望してかどうかというのもあると思うが、結果やはり都市部の方は概ね90%程度だったと思う。県内就職率、島根県の企業に就職する高校生の割合というのは、高くはなく、30番台だったと思う。これは希望してかどうかというのはあると思うが、結果としてそういう数字になるということである。

○池田委員 今年度は大学に進学しても学校にいけないとか、ずっとリモートが続いているとか、どちらかというに進学を希望する人が減るのではないかと思っていた。学びたくても学べない状況が続いているにもかかわらず、進学希望が多いというのが意外だったが、先程、県内の企業は高卒の人の求人数は減らないと言われたが、島根で働くよりも大学に行くというのがはるかに多いというのは、これだけ働く人口が減っていて人手不足が続いて、もうちょっとアピールの仕方があったのではないかと思うが、そこはどう思われるか。

○江角地域教育推進室長 学校現場の進路指導部と対話をしながら進めてきたが、傾向として、やはり例年よりも県外企業からの求人数が減っているので、選択するところが狭まっているというイメージはある。実際減っている。まんべんなく減っているわけではなく、製造業、観光、飲食関係、あるいは、衣類、サービス業が非常に減っている。まんべんなく減っている場合はいいのだが、そういう特定の業種に行きたいと決めていた子たちは、就職先が実際ないようなケースが結構あり、そういう子たちがとりあえずはという感じで、進学に向かっていくということがある。もちろん学校の方も近しいところを紹介し、こういうのはどうかというようなことは、進路指導部が中心となってやってきたようであるが、やはり例年来ているところでも、お目当てのところ今年に限って来なかったことで、進学の方に流れたと聞いている。大学の授業のこともいろいろあると思うが、そちらよりも人数的にも多かったようなところで、そちらへ流れたのかなと思う。

○多々納指導課長 若干補足させていただく。とかく報道で取り上げられているのは大学だと思うが、今の就職から進学に切り替える生徒も、若干名、数字全体を掴んでいな

いが、専門学校などに変更するものも一定数いると考えている。すなわち、コロナは永遠ではないという考え方であるので、先程室長が申したように、自分のやりたいことに近づけるためにもうひとつ自分のスキルを磨いていきたいというような思いも、手伝っての進学選択というのも聞いている。

———原案のとおり了承

報告第 64 号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 資料 8 の 1 ページをお願いします。令和 2 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰、令和 2 年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）、令和 2 年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第 1 期分）である。以上 3 点について一括して御説明する。

1 つ目は資料 8 の 2 ページ、令和 2 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰である。この表彰は、優秀な活動実績を上げている P T A を、各県が 3 団体以内選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰するものである。今年度は、奥出雲町立亀嵩小学校 P T A と松江市立川津小学校 P T A が表彰された。主な表彰理由として亀嵩小学校 P T A は、地域への積極的な情報発信と、地域と連携した学校行事、家庭と連携した読み聞かせ、大学と連携した運動量調査、近隣市町村との交流事業など、地域・内外の多様な主体と連携し、多様な P T A 活動を展開されている。また川津小学校 P T A は大規模校ではあるが、会員 1 人 1 人の意見やアイデアを積極的に運営に生かす工夫をされており、子どもたちの体験や学習の場づくりを、公民館や社会福祉協議会などと連携し、多くの P T A 会員やボランティアの参加を得て実施しておられる。亀嵩小学校は全校の児童数 35 名、川津小学校は 680 名で、規模の違いがあるが、いずれも P T A、保護者と先生、地域の方々、関係団体が連携・協力して様々な活動を活発に展開しておられる。

続いて資料 8 の 3 ページ、令和 2 年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）である。この表彰は、定期的、継続的な活動によって、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している少年団体を表彰するもので、具体的には地域環境の緑化・美化、福祉、読書などの分野のボランティア活動や伝統文化の継承、又は新しい地域文化の創造に寄与する活動を行う団体を対象としている。市町村教育委員会からの推薦、県の審査を経て、今年度は松江市の秋鹿地区子ども会の表彰が決定した。秋鹿地区子ども会は結成して 45 年目となる団体で、就学前の子どもから小学 6 年生まで、100 名を超える子どもたちで構成され、地域の美化活動や高齢者宅訪問など、ボランティア活動を長きにわたり地道に継

続しておられる。また、松江市の無形文化財の「おもつつあん」など、伝統行事への参加を通して、地域の伝統文化の継承に大きく貢献していること。それらの活動が保護者や地域の方々によって、組織的・計画的に計画されていることなどが主な表彰理由となっている。表彰式は1月8日に行う。

最後に資料8の4ページ、令和2年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）である。この顕彰は、学術文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的とし、優秀な成績を収めた児童生徒及び指導者を表彰するものである。児童生徒の顕彰について、具体的には実施要項で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としている。なお、今回該当がなかったが、別途表彰する島根県青少年芸術文化表彰は知事表彰になるが、これに該当するものは除く。1年を通して、開催される大会の数や時期がおおよそ半々になるように勘案して、受賞決定が4月から11月までと、12月から3月までとに分けて、年2回顕彰している。今回の顕彰受賞者は、児童生徒は3団体・7個人。指導者は1個人である。詳細は資料8の5ページに記載してあるとおりである。児童生徒の顕彰は、中学校は団体が1団体、個人が2名、高等学校は団体が2団体、個人が5名となっている。指導者は三刀屋高校、浜田高校で放送部の指導をされた浜田高等学校の石村さんである。顕彰式は12月25日に行うこととしている。

———原案のとおり了承

報告第65号 史跡の追加指定及び登録記念物の登録について（文化財課）

○萩文化財課長 資料9の1ページを御覧いただきたい。11月20日に国の文化審議会から答申があった史跡の追加指定及び登録記念物の登録について御報告する。

1 国史跡「出雲国山陰道跡」については、出雲市斐川町直江の村田製作所の南側の丘陵、斐川中央工業団地の予定地の部分で発見されたものである。奈良の都から全国に張りめぐらされた古代道のひとつであり、盛り土や切り通しなど当時の様々な土木技術が分かる施設である。また、『出雲国風土記』に記載されている道路網や役所、寺院などと照合ができる事例として、平成30年に国史跡に指定された。写真の青枠の部分である。このたび発掘調査によって、道路構造や歴史的価値が明らかになった指定地東側の写真の赤枠部分が追加指定されることになり、延べ1キロの範囲で追加されることになったものである。

続いて、資料9の2ページを御覧いただきたい。2 松江市嫁ケ島の登録記念物（名勝地関係）登録についてである。登録記念物の名勝地関係については、ページ下の枠内の説明のとおりである。嫁ケ島の概要については、奈良時代の『出雲国風土記』に記載がある。虫偏に文と書く「蚊島」という形ででてくる。その後女偏に家と書く「嫁島」に表記が変化し、現在の「嫁ケ島」に変化していったものと考えられている。嫁ケ島は、古代から由緒ある名所であり、今日も島影を配した夕景は、多くの人々に親しまれており、現代の景勝地として意義深いことから、登録されたものである。参考にあるとおり、これによって県内の登録記念物の名勝地関係の数は7件となる。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第24号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり議決

報告第66号 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

○錦織総務課長 11 ページをお願いします。この度文部科学省から優秀教職員表彰者の決定があった。優秀教職員表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰要件として、現職の教職員で、令和2年4月1日現在において教職員経験10年以上かつ、原則として50歳未満であり、既に推薦者である島根県教育委員会の表彰を受けている者である。なお、50歳未満という要件については、当面の間は特別に事情がある場合には、この限りではないとされる。決定があった教職員は5名の方である。

順に申し上げる。出雲市立塩谷小学校の岡田由美事務リーダーは、学校事務の改善や学校事務職員の資質向上の取組が評価されたところである。（2）益田市立益田中学校三明美由喜教諭は、英語コンテストや英語検定を活用した生徒の英語力の向上の取組が評価

された。(3) 県立松江商業高等学校石倉輝也教諭は、商業教育の活性化と生徒にとって社会を意識した学びの実現の取組が評価された。(4) 県立横田高等学校等伊藤靖之教諭は演劇部の指導の取組が評価されたものである。(5) 島根県教育センターの園山裕之指導主事は、自作資料が道德の教科書に教材として採用されたことや、理科教育での実践研究の取組が評価されたものである。

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 15時35分